

## はじめに

国際連合は1945年の設立時に地球上のあらゆる人間の名のもとに人権という考え方を国連の基本的理念とすることをあらためて確認しました。人権は国連憲章において言及され、常に国連にとって中心的な関心事となっています。

人権の概念は国連創設以前に遡ります。しかし人権が公式に世界中の承認を得るには、国連という機関の創設を待たなければならなかったのです。

人権の歴史は魅力的なものです。世界の歴史的な事件にはいずれも人権がかかわっています。世界上のあらゆる地域で人権は自由と平等を求める人々の闘いを支えてきたのです。

国際社会は20世紀の間に成長し、大きく変化してきました。第二次世界大戦という苦悩に満ちた変動の結果、戦勝国は戦争が残した問題に対処するために、また2度とこのような悲劇が起こらないようにするために、話し合う場をつくらうとしました。こうして生まれたのが国際連合です。

当時も、現在も、国際連合が重大な役割を担っていることに疑いはありません。さまざまな人権宣言を定める試みは、今も国際連合の基本的な機能の一部です。例えば、終戦から20年の後、『国際連合と人権』(The United Nations and Human Rights)の見直しの中で、当時のウ・タント事務総長は「人権を確立することによって、人間の自由を政治的に保障する土台が得られる。人間の自由を達成することは、経済的、社会的に発展しようとする意志と、そのための能力を育てるものである。経済的及び社会的な発展を遂げることは、真の平和を築くための基礎となろう」と述べています。人権の促進と擁護、彼自身のことばで言えば、人間の自由と進歩、繁栄と平和の「上昇する螺旋」のなかにこそ、国際連合の「まさに本質」及び「最も深い意味と動機」があると考えたのです。

その15年後、ハビエル・ペレス・デクエヤル事務総長は、『国連の人権活動』(United Nations Action in the Field of Human Rights)を要約して、世界人権宣言が「人権の促進と擁護の活動にとって指標となる国際的な基本的行動基準」として勝ちとった「名誉ある地位」を支持しています。人権が絶えず侵害されつづけていることへの遺憾の意を表明するとともに、人権に対する深い、共通した関心、教育や情報の提供を行う効果的なプログラムを通じて人権を強化する必要性を訴えています。

1945年以来、このような世界的な合意に達するまでにどれほどの努力が重ねられてきたか、どれほど多くのことが成し遂げられるに至ったかを十分に理解する者は決して多くありません。1948年に採択された「世界人権宣言」は、現在も、大きな役割を果たしているのです。世界中のすべての人のために、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上もしくは他の意見、国家的もしくは社会的出身、財産、門地または他の地位のいっさいにかかわらず享受できる基本的な権利のリストを、同宣言中の言葉に従えば、「達成すべき共通の基準」として掲げています。

度重なる交渉を経て、さらに二つの国際文書ができあがり、締約国に対して法的な

義務が課されることとなりました。1966年に採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」で、採択から10年後に発効しています。後者については、選択議定書も採択され、特定の状況下にある個人からの申し立てに対処する道が開かれました。

「国際人権章典」は以上の三つの文書からなっています。章典は補い合いながら、以下の非常に広い範囲にわたって人権保障のための手段を提供しています。

民族の自決と植民地諸国及び住民の独立の付与について  
人種、性、雇用、職業、宗教、信条、教育による差別防止について（アパルトヘイトの犯罪に関する特別協定を含む）  
戦争犯罪と人道に対する犯罪について（大量虐殺を含む）  
奴隷制度、強制労働及びそれに類する制度や慣習について  
拘留または拘禁された者の保護について（被拘禁者の取り扱いに関する最低限の規則、拷問、その他の非人道的な刑罰の禁止を含む）  
国籍、無国籍状態、亡命及び難民について  
情報の自由について（誤報の訂正を求める国際的権利を含む）  
結社の自由について（労働組合の権利を含む）  
雇用政策について  
女性の政治的権利について  
結婚、家族、児童並びに青年について  
社会福祉、進歩と開発について（飢餓及び栄養失調の根絶、平和と万人のための科学技術の進歩の利用、身体的及び精神的障害者の権利を含む）  
文化における国際的発展及び協力について  
マスメディアについて、また平和と国際理解の促進、人種差別、アパルトヘイト、戦争への扇動の撤廃、人権促進にマスメディアが果たしうる貢献について

以上のことは、氷山の一角にすぎません。この他にも各種の作業部会、特別委員会及び方策、報告書、研究と声明、会議、計画、行動の10年、調査と訓練、自発的信託資金、地球、地域及び地方レベルでのさまざまな支援、これまでに講じられた手段、調査、人権の促進と擁護のために考えられたさまざまな措置などが存在しています。国連教育科学文化機関（ユネスコ）、国際労働機関（ILO）などの専門機関の活動についても、人権問題に取り組む政府または非政府組織についてもここでは詳細は述べてありません。

こうしたことを見るだけでも、学ぶところがあります。「世界人権宣言」採択以後の進展を見直し、将来のための活動計画をまとめるため、1968年にテヘランで開かれた国際人権会議では、すべての国家に対して人間の尊厳と平等に対する尊重の精神の下で成長する機会を青少年に提供するため、「教育のあらゆる手段」を活用するように求めていくことが決議されました。こうした教育にとっては「客観的な情報と自由な討議」こそが基礎であるとして、「あらゆる適切な方法」を活用して変わり行く

世界への関心を深め、青少年が社会的生活に入るための準備を促すよう、強く求めています。

この年、国連総会では世界人権宣言及びその他の宣言がうたう原則の導入と普及のため、各国それぞれの教育制度に基づいた適切な対応を加盟国に求める決議が採択されました。初等教育と中等教育の双方においてカリキュラムに積極的に取り入れることの必要性を訴え、世界の社会正義と経済的及び社会的発展を促進するために平和的な国際関係や協調のための努力を育むうえで国連組織が果たしている役割に生徒たちの関心を向けるべくあらゆる機会を活用するよう要請しています。以来、同様の要請が繰り返し行われています。特に1978年にユネスコが人権教育に関する国際会議をウィーンで開催しました。広い範囲にわたる政府と民間の双方の教育専門家が初めて一堂に会した、画期的な試みでした。同じような会議は1987年にマルタでも開かれました。国連人権センターの助言サービス及び技術的援助プログラムの下、アジア及び太平洋地域における人権のための教育の教員育成講座が1987年10月、タイのバンコクにある国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）本部で各国の政府関係者及び国連の各種機関からのオブザーバーの参加を得て行われました。また1988年の後半に世界人権宣言採択40周年を記念して、国連人権センターはジュネーブで国際人権教育セミナーを開催し、40カ国以上の国の政府組織、非政府団体、関連報道機関から参加者がありました。

こうした教育の必要性について異論がないものの、実用的な教材のないことが、これまでも何度となく指摘されてきました。本書が基礎的なものを提供することでこの不足をいくらかでも満たすものとなり、今後の調査や研究の発展のきっかけになるよう期待しています。また本書を自国の教師用指導書や国連の内外で手に入る視聴覚教材と合わせて活用することによって、子どもや若者たちの関心を現在の人権問題に向けることができるでしょう。

人権教育の分野でユネスコが果たしてきた特別な役割が看過されることがあってはなりません。人権に関するユネスコの文献をも活用するようにするとよいでしょう（付録参照）。